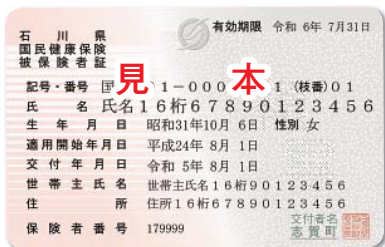


# 国民健康保険被保険者証 が一斉更新されます

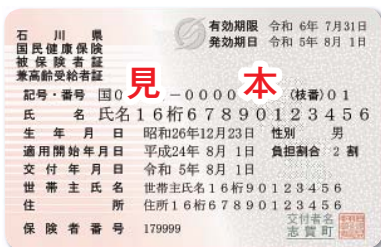
## 新しい保険証は7月中旬に郵送します

現在の国民健康保険被保険者証は、**7月31日**（月）で有効期限を迎えます。  
8月1日から使う被保険者証は7月中旬に送付します。  
新しい保険証の色は「オリーブ」です。

### 70歳未満の人の新保険証



### 70歳以上の人の新保険証



※裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。臓器提供の意思を表示する人は、内容をよく読んで「署名年月日」「本人署名」「家族署名」欄に記入してください。

被保険者証（保険証）は1人に1枚交付します。被保険者全員分の保険証を**世帯主宛に簡易書留**で郵送します。記載の氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確認してください。（短期被保険者証・資格証明書は、直接住民課で交付する場合があります）

職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続きが必要です。職場の健康保険証と国民健康保険被保険者証、本人確認書類を持参し、住民課または富来支所総合窓口で手続きをしてください。

有効期限切れの古い被保険者証は、住民課または富来支所総合窓口まで返却するか、自身で廃棄処分してください。

## 国民健康保険の『**限度額適用認定証**』

☎ 住民課 ☎ 32-9121

## 『**限度額適用・標準負担額減額認定証**』を持っている人へ

現在の認定証は、**7月31日**（月）で有効期限を迎えます。  
引き続き必要な人は、住民課または富来支所で申請をお願いします。



「認定証」を提示すれば、窓口で一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります

申請	入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
申請が必要な人	・70歳未満の人 ・70歳以上75歳未満で非課税世帯の人 ・70歳以上75歳未満で負担割合が3割の人	住民課または富来支所で「認定証」（限度額適用認定証など）の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を提示してください
申請が不要な人	・70歳以上75歳未満で課税世帯で、負担割合が2割の人	必要ありません	「保険証」を提示してください

● 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。  
（窓口で自己負担額を支払う ⇒ 役場で高額療養費の支給申請をする ⇒ 支払った自己負担額と限度額の差額が、後日支給される）

## ジェネリック医薬品希望シールについて

保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」を郵送します。「ジェネリック医薬品」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れてから発売された「後発医薬品」のことで、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつものです。開発費が安いので薬代を安く抑えることができます。被保険者証やお薬手帳などの余白部分にシールを貼って、病院や調剤薬局に提示してください。



※ジェネリック医薬品は、有効成分が同じでもメーカーごとに微妙な違いがあります。医師や薬剤師に相談し、違和感が出たら新薬に戻すことをおすすめします。

☎ 住民課 保険年金担当 ☎ 32-9121

# 国民健康保険税の納税通知書・ 介護保険料の納入通知書は7月中旬に郵送します

令和5年度

## 国民健康保険税額はどのように決まる？

### ① 世帯ごとに計算します。

一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めます。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。

### ② 年度（4月～翌年3月）ごとに計算します。

年度途中で国民健康保険に加入したり、やめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算します。

### ③ 所得や加入者数などにより計算します。

### ④ 所得申告の内容により計算します。

軽減基準額に基づき、減額される制度があります。基準を下回っていても、所得申告がないと軽減されません。所得情報がない人には、6月に税務課から対象者宛てに通知が送られています。必ず申告してください。

## 国民健康保険税の納め方

① 納付書により役場や金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキングで納付

② 口座からの引き落としにより納付

③ 国の定めた要件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。

※ 国民健康保険税額が変わることで、支払い方法が変わる場合があります。

## 年度中でも、税額が変わることがあります

① 新しく国民健康保険に加入した人がいるとき

② 国民健康保険をやめた人がいるとき

③ 所得情報がわかったとき

④ 所得申告の内容が変更されたとき

⑤ 40歳に到達したとき

☎ 税務課 国民健康保険税担当 ☎ 32-9142

## 【国民健康保険税・介護保険料の納期】

期別	納期限
1期	7月31日(月)
2期	8月31日(木)
3期	10月2日(月)
4期	10月31日(火)
5期	11月30日(木)
6期	12月25日(月)
7期	1月31日(水)
8期	2月29日(木)
9期	4月1日(月)

納付書は  
全期分を発送  
するので  
なくさないよう  
お願いします。

※口座振替の人は、納期限に引き落としされます。残高確認を忘れずに。

※スマホなどを使ったクレジットカード・ネットバンキング納付も可能です。

## 介護保険料の納め方

① 年額18万円以上の年金を受給している人は年金から天引きとなります。

② 年度の途中で65歳になった人、年度の途中で志賀町に転入した人、年金額が年額18万円未満の人は、役場から送付する納付書または金融機関からの口座振替で個別に納めてください。

## 介護保険料の決まり方

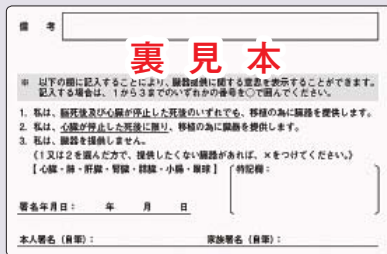
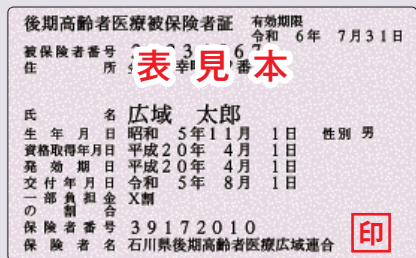
65歳以上の人の保険料は市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。令和3～5年度の志賀町の介護保険料基準額は、年額72,000円です。この「基準額」をもとに、本人の所得や世帯の住民税の課税状況に応じて9段階に分けられます。

☎ 健康福祉課 介護保険料担当 ☎ 32-9132

# 後期高齢者医療制度 に加入している皆さんへ

## 新しい保険証は7月中旬に郵送します

今回の更新に伴い、保険証の色がこれまでの緑色から紫色に変わります。  
令和5年度の新しい保険証（紫色）は7月中旬頃に簡易書留で郵送します。  
8月以降に病院を受診する際は、紫色の保険証を忘れずに提示してください。



- ・使用できるのは**8月1日**からです。
- ・現在の保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降は使用できませんので、裁断するなどして廃棄してください。



※有効期限内であっても、世帯構成の変更や所得更正などで自己負担割合に変更があった場合は、新しい保険証が交付されます。それまでお持ちの保険証は、住民課または富来支所へ速やかに返還してください。

- ◎医療機関での一部負担金の割合（一般の人は1割、一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得者は3割）は、前年中の所得をもとに決定されます。
- ◎新しい保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」があります。その欄に貼るための目隠しシールは、住民課、富来支所で希望者に配布します。

### 保険料額決定 通知書などの送付

保険料は、前年中の所得をもとに決定し、7月中旬に、令和5年度の保険料額決定通知書などを郵送します。

### 保険料の軽減

所得の低い人や、被用者保険の被扶養者だった人は、保険料が軽減されます。詳しくは、保険証の送付時に同封のリーフレット、または石川県後期高齢者医療広域連合のホームページを確認してください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

世帯全員が住民税非課税の場合は、病院などを受診する際の自己負担限度額や食事代などが軽減されます。申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付するので、住民課または富来支所まで申請してください。

### 限度額適用認定証の申請

◎現役並み所得（負担割合3割）の人は注意！

現役並み所得の人は、課税所得の金額に関わらず、適用区分がⅢとなってしまう。課税所得が690万円未満の人（適用区分がⅠ、Ⅱに該当する人は申請により「限度額適用認定証」を交付しますので、住民課または富来支所まで申し出てください。

なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちで、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証をお送りします。（再度の申請は不要）  
マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関、薬局では認定証は不要です。

## 町立富来病院 外来診療日程表

☎42-1122

FAX 42-0197

(〒925-0446 富来地頭町7-110-1)



診療科	受付時間	診療時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 ※第1・第3・第5のみ	
内科	1診	8:00 ~11:30	9:00~	伴登	西村 / 東 (内分泌)	伴登	内田 (神経内科)	平戸 (内分泌) ※第2・4	担当医師
	2診			重田	重田	重田	重田	重田	
	3診			西川	及川 (呼吸器)	西川	伴登	西川	
	4診				西川				
	消化器 内科						濱田 ※第2・4		
	13:00 ~16:30	14:30 ~17:15	伴登	西川	重田	伴登 ※第2・4	西川		
外科	1診 (医科大)	8:00 ~11:30	9:30~	甲斐田				西木	
	心臓血管 外科	8:00 ~11:00	9:00~						西澤 (恵寿) ※第1
整形外科	1診	8:00 ~11:00	9:00~	中村	中村	中村		中村	
	スポーツ 外来	15:00 ~17:00	15:00~					中村	
眼科		8:00 ~11:00	9:00~	生駒 (医科大)		水戸 (医科大)			
		12:30 ~15:00	14:00~					北野 (羽咋) ※第1・3・5 馬渡 (恵寿) ※第2・4	
耳鼻咽喉科	8:00 ~11:00	9:00~	丸山 (恵寿)			能田 / 岡野 (医科大)			
皮膚科 (医科大)		8:00 ~11:30	9:00~			小野	望月 ※第2・4	望月	
		13:00 ~16:30	14:00 ~16:45				望月 ※第2・4	望月	
高齢者内科	8:00 ~11:00	9:00~			濱田※第4				
精神科 (恵寿)	12:30 ~15:00	13:30 ~16:00					丸山※第1・3 中川※第2・4		
泌尿器科 (金大)		8:30 ~11:30	9:00~						内藤
		13:00 ~16:00	13:30 ~16:30		担当医師		担当医師 ※第2・4		
リハビリ	8:00 ~11:30	8:30~	担当:理学療法士・作業療法士						

訪問診療も行っていますので、気軽に相談してください。



※時間外診療 診療時間終了後(17:15~翌朝8:30)・休診日については救急外来にて行います。

休診日	終日休診日	日曜日、祝日、第2・第4土曜日
	午後休診日	第1・第3・第5木曜日、第1・第3・第5土曜日
保健総合相談	健康に関する相談	随時 (医療相談・地域医療連携室)
	食事に関する相談	毎週水曜日 9:00~16:00 (栄養指導室)

## 志賀町で結婚した人へ

## 志賀町結婚新生活支援事業

令和5年3月1日から令和6年3月31日の間に婚姻届を提出し、下記の条件を全て満たす町民を対象に、新婚生活のスタートに必要な住居費や引越費用を1世帯あたり **最大30万円** 補助します。  
婚姻日に夫婦ともに、29歳以下のときは **最大60万円** 補助します。

<p><b>【補助条件】</b></p> <p>①～⑧を全て満たす夫婦が対象です。</p> <p>その他の条件は、下記まで問い合わせてください。</p>	<p>① 居住地が志賀町内にあり、夫婦ともに当該居住地に住民登録がある</p> <p>② 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下</p> <p>③ 夫婦の合計所得額が500万円未満</p> <p>④ 夫婦ともに町税などの滞納がない</p> <p>⑤ 公的制度やその他の住居費補助などを受けていない</p> <p>⑥ 夫婦の双方が過去に当該補助を受けていない</p> <p>⑦ 契約書等の名義人及び補助対象の住宅に係る費用の支払いが夫婦の双方または一方である</p> <p>⑧ 夫婦の双方が志賀町に継続して5年以上居住する意思を有している</p>	
<p><b>【対象経費】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅取得費用 … 結婚を機に新たに取得した物件の購入費、工事請負費(新築のみ)</li> <li>・住宅賃借費用 … 結婚を機に賃借した住宅の賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料</li> <li>・リフォーム費用 … 結婚を機に住宅をリフォームする際に要した費用 (※倉庫・車庫・外構などに係る工事費用は対象外)</li> <li>・引越費用 … 引越・運送業者へ支払った作業費や運送費</li> </ul>	

**【申請受付期間】** 令和5年6月1日(木)～令和6年3月31日(日) (受付は平日 8:30～17:15)

## 志賀町へ移住した人へ

### 移住定住促進 住まいづくり奨励金

新築住宅購入で、

単身移住最大 **100万円**  
単身以外移住最大 **200万円** の交付

- 単身:基本奨励金40万円+最大60万円加算
  - 単身以外:基本奨励金40万円+最大160万円加算
- ※18歳以上55歳未満対象



### 移住定住促進 空家リフォーム再生等助成金

空家を購入、リフォームで

最大 **100万円** を交付

- 購入費助成 最大50万円
- リフォーム費助成 最大50万円

※18歳以上55歳未満対象



### 移住定住促進 賃貸住宅家賃助成金

民間賃貸住宅の家賃を

最大月額 **2万円**  
最大 **3年間** の助成

- 町内就業者 2万円/月
- 町外就業者 5千円/月

※18歳以上55歳未満対象



## 志賀町で就職した人へ

### ふるさと就業祝金

Uターン・Iターン者、新規学卒者の就業で祝金 **5万円** を交付

- Uターン者で、転入した日から1年以内に新たに町内で就業した人または新たに町内で就業後、1カ月以内に転入した人
  - 新規学卒者で、卒業日の翌日から1年以内に新たに町内で就業した人
- ※就業日から3カ月以内に申請が必要です。  
※満18歳以上40歳未満の人が対象です。  
※令和4年度以降に就業した人は祝金の対象です。



助成制度には、条件などがあります。詳しくは…

申問 企画財政課ふるさと創生室 ☎ 32-9301

# サマージャンポ

## 7億円

## 3千万円

当せんのチャンス広がる!

1等前後賞合わせて7億円  
1等5億円/前後賞各1億円

1等前後賞合わせて3,000万円  
1等2,000万円/前後賞各500万円

この夏だけの可能性を  
県内の大手町の賑わいを楽しめ!  
さあ、夢を買いましょう。

PCやスマホでネット購入!  
宝くじ公式サイト  
<https://www.takarakuji-official.jp/>

7月4日(火)同時発売  
発売期間/7月4日(火)～8月4日(金) 抽せん日/8月18日(金)

石川で夢を買いましょう!!

賞金は、各開当結果の発表時刻に応じて交付されますので、ぜひ石川県内の宝くじ売り場で買い求めください。